

### パブリックコメント（市民意見の募集）の結果について

案件名	第7期矢板市障がい福祉サービスプラン （第7期矢板市障がい福祉計画・第3期矢板市障がい児福祉計画）
-----	--

今回公表しました上記の計画等（案）に対する意見募集の結果は、次のとおりです。  
貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

提出人数	7 人
意見の件数	7 件

お寄せいただいたご意見及びご意見に対する市の考え方を公表いたします。

公表資料	1 ご意見及びご意見に対する市の考え方
募集期間	令和5年12月8日 から 令和6年1月9日まで（募集終了）
担当課	健康福祉部社会福祉課（電話 0287-43-1116） 〒329-2192 矢板市本町5番4号
募集の趣旨	矢板市では、第7期矢板市障がい福祉サービスプランを策定するにあたり、市民の皆様のご意見等を反映させるため、パブリックコメントを実施いたしました。
募集に係る 公表資料	1 第7期矢板市障がい福祉サービスプラン（本編） 2 第7期矢板市障がい福祉サービスプラン（概要版）
資料の閲覧	次の場所で資料が閲覧できるほか、市のホームページに掲載いたしました。 ・健康福祉部社会福祉課（土曜日、日曜日、祝日を除く。） ・矢板公民館／泉公民館／片岡公民館（月曜日、祝日を除く。） ・きずな館（土曜日、日曜日、祝日を除く。） ・その他障がい福祉サービス事業所等

別記様式第3号（市の考え方）

パブリックコメントに関する提出意見とそれに対する市の考え方

<b>案件名</b>	<b>第7期矢板市障がい福祉サービスプラン (第7期矢板市障がい福祉計画・第3期矢板市障がい児福祉計画)</b>
------------	--

今回公表しました計画等（案）に対する貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を十分検討した結果、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意見の内容	意見に対する考え方
第3章 計画の具体的な目標 (6) 相談支援体制の充実・強化	障がい者の重度化、高齢化に伴い、地域で支え合う体制整備が必要となり、各機関で連携していくことが重要となる。 相談支援センターでは、柔軟な対応ができるようサービスの質の向上が必要である。	令和5年度に設置した基幹相談支援センターを中心に、相談支援センターの質の向上を図ります。
第4章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しており、なかでも2級障がい者の割合が高い。障がい福祉サービスの利用によって、より生活しやすくなると考える。	障がい者の増加を勘案し、見込量を算出しています。
第4章 障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保 第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保	対象者を減らすのではなく、増えた対象者への対応を考えるべきである。	障がい者の増加を勘案し、見込量を算出しています。

第7章 計画の 推進体制	市民と行政の協働を推進し、地域における協力や支援促進のためにも、計画書を多くの市民が気軽に手にすることができる場所への配布・設置を希望する。	自宅でも閲覧できるよう、市ホームページへ計画書本編及び概要版を掲載いたします。
第7章 計画の 推進体制	計画の作成・推進を行う中で、市民の理解を図り意見を収集することが大切であるが、情報が入っていないように感じる。地域との連携を必要とするため、関係機関との密な協議を図ってほしい。	第7章 計画の推進体制に記載のとおり、関係機関・地域と連携するとともに、事業者支援や人材確保・資質向上の支援を図ります。
第7章 計画の 推進体制	矢板市における障がい児者数の推移は増加傾向にあり、今後とも障がい児者の増加が予測されるので、関係機関との連携を図り、支援体制を整備することや社会資源の充実を図ることが求められる。	第7章 計画の推進体制に記載のとおり、関係機関・地域と連携するとともに、事業者支援や人材確保・資質向上の支援を図ります。
第7章 計画の 推進体制	障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行やサービスを併用する方がいるため、安心して生活していくためには関係機関の連携が重要である。	第7章 計画の推進体制に記載のとおり、関係機関・地域との連携を進めます。
意見総数		7件